

令和 6 年 9 月
警 察 庁

「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和 6 年 7 月 12 日から令和 6 年 8 月 16 日までの間、「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行った結果、2 件の御意見を頂きました。

「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 77 号）

2 命令等の案を公示した日

令和 6 年 7 月 12 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 2 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	2 件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対して、

- 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第77条の規定により出動待機命令が発せられる場面が曖昧であり、そのような場合に火薬類の運搬に関する府令の一部を適用除外にすると、国民の安全が脅かされるおそれがある
- 自衛隊法第77条の2及び同法第77条の3に規定する自衛隊の部隊等を適用除外の対象とすると、米軍の指揮下に入り火薬類の提供が可能になり、戦争の引き金になりかねない

といった意見がございました。

今回の改正は、

- 自衛隊法第77条の規定による出動待機命令は、防衛大臣が、事態が急迫し、同法第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認められるときに、内閣総理大臣の承認を得て発するものであり、出動待機命令が発せられた場合に、自衛隊の部隊等について、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）の一部を適用除外としても、保安上支障はないと認められること
- 火薬類の運搬に関する内閣府令は、火薬類を運搬する場合の届出の手續、火薬類を運搬する場合の技術上の基準その他火薬類の運搬に関し必要な事項を定めるものであり、米軍への火薬類の提供の根拠となるものではないこと

等を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。